

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年六月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

東武動物公園停車場 線	路 線 名
南埼玉郡宮代町百間二丁目九二番一 地先から北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一 六二四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）	供 用 開 始 の 区 間
令和七年六月二十日	供 用 開 始 の 期 日
令和六年五月三十一日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三九一・〇〇メートル	備 考